

東日本大震災緊急災害対策本部への要請〈第8弾〉

東北志士の会 代表
自由民主党福島県第二選挙区支部長
郡山市防災対策アドバイザー

根本 匠

福島県においては、「大地震」「大津波」による被害に加え、県内特有の問題として「原発事故」、「原発事故による風評災害」に見舞われ、特に原発問題の早期終息を急がなければならない。場当たりの政治主導をやめて、問題の本質を見極め、現場で起こっている事実をきちんと把握し、現場の声を吸い上げ、冷静な政策対応、大局を見据えた真の政治主導により、この難局を乗り切らなければならない。以下の通り要請する。

I. 校庭の20ミリシーベルトの基準を見直せ！

「安全基準」を「安心基準」に。

文科省は学校の校庭等の利用判断における暫定的な目安を年間20ミリシーベルト、グラウンドレベルの平均した放射線量を3.8マイクロシーベルト/時として、この基準値を超えている所については、当面、校庭の利用を1時間程度に抑えるなど、屋外活動をなるべく制限する。という指示をだした。

しかしながら、この基準値については専門家も意見がわかれ、小佐古内閣官房参与は抗議の辞任をした。この目安は、緊急時を想定したものであり、通常時に用いるべきではない。早急に専門家の意見を取りまとめ、より厳正な基準値とすべきである。

リスクは誰にあるか。「安心」を考えると大事をとるのは、乳幼児、子ども、妊婦さん。この問題は特に「安全基準」を「安心基準」とする住民の立場に立った見直しが必要だ。(例えば、牛乳の場合は、一般人は300ベクレル、乳幼児は100ベクレル。)

II. 科学的、合理的な放射線量の分析、予測値を示せ。

政府と東電の事故対策統合本部は、文部科学省と米エネルギー省による地表1mの放射性物質マップを発表。「原発から30キロ以上にわたって1年間の被ばく放射線量が100ミリシーベルトを超える恐れのある地域が広がっている。」と報道された。

統合本部は5月6日にモニタリング結果に基づく、80km圏内の放射線量測定マップを公表。

問題は、現状の放射線量を示すのはよいが、1年間の放射線量を予測値として示す

なら、明確な根拠に基づく推計値とすべきである。

現時点の放射線量を基に、1年間の値に換算すること、あるいは、1年間の累積放射線量を推計することは、①1年間、原発から漏出する今後の放射線量が減少しない。または、②原発事故が終息せずに放射性物質が放出し続けることが前提であるので、全体の予測をキチンと行わないと、過大な推計となり、過剰不安をあおるものである。福島県民はたまったものではない。

一方で、政府は東京電力の取りまとめた原発事故収束の工程表を示し、政府としても、可能な限り広域の除染を進めるとしている。これにより、6～9ヶ月後には放出される放射線量は減少するはずであり、1年間の累計値も現状の延長線上の推計よりも低下するのではないか。政治家が加わる統合本部において、現状をわかりやすく説明するとともに、単純推計の愚を排し、合理的、科学的根拠に基づく予測値を示すなど、政治の説明責任を果たせ。

Ⅲ. 除去した表土の処分を急げ！発生源で緊急処理を。

郡山市においては、子ども、父兄の心と体の安心を確保するため、放射線量測定地が比較的高かった市内の小中学校、保育所の表土を除去。例えば、4.5マイクロシーベルトの値が0.9マイクロシーベルトに低減。表土の除去は大きな効果を示した。

しかしながら、除去した土は、国の処分方針が明示されていないため、凝固剤を入れ、ブルーシートで覆い、校庭の一角で保管している。

現行の廃棄物法においては、放射性物質を含む廃棄物は、定義で『廃棄物』から除外されており、廃棄物法の体系では「原発以外の所で発生する放射性廃棄物」について規定されていない。

また原子炉等規制法の体系では、「原発施設から生ずる放射性廃棄物は原発敷地内での処理が規定され」、原子力事業者が、事故により、原発以外のところに飛散した放射性廃棄物が発生することは想定されておらず、処理方法についての規定がない。

除去した土の処分は、廃棄物法と原子炉等規制法の法のすき間にあり、事故により発生した大量の放射性物質をどのように処理していくかについて、文科省、環境省、経産省、農水省等と関係省庁により早急に処分ルールを確立する必要がある。

当面、緊急の措置として、影響を大きく受ける子どもを守るため、郡山市が先行的に実施した除去表土については、「原発から発生した放射性物質が付着して汚染されたもの」であり、原因者負担の原則に基づき、原発の敷地内に保管する等、専門的ノウハウを有するその発生源に処理を委ねるべきである。

以上